

議案第 142 号

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 13 日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「、期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第13条の次に次の 1 条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 1 3 条の 2 給与条例第26条の規定は、任期が 6 月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する給与条例第26条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第23条第 1 項中「この条」の次に「及び次条第 1 項」を加え、同条の次に次の 1

条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第26条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第26条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法が一部改正され、会計年度任用職員の勤勉手当について支給が可能となることに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年つくば市条例第42号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条—第13条（略）</p> <p><u>（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</u></p> <p><u>第13条の2 給与条例第26条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第26条の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第3条 この条例において「給与」とは、フルタイム会計年度任用職員にあつては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当_____及び特殊勤務手当をいい、パートタイム会計年度任用職員にあつては、報酬<u>及び期末手当_____</u>をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>第4条—第13条（略）</p> <p>第14条—第22条（略）</p> <p>（パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第23条 給与条例第25条から第25条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が短い者として規則で定める者を除く。以下この条_____において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第25条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」</p>

とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第23条の2 給与条例第26条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第26条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条 （以下略）

とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 （略）

第24条 （以下略）